

機関保証制度検証委員会設置要項

平成 20 年 9 月 12 日
理 事 長 裁 定
(最近改正 令和 3 年 10 月 21 日)

(設置及び目的)

第 1 条 『「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案』（平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定）を踏まえ、機関保証の妥当性を毎年度検証するため、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に機関保証制度検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 委員会は、機構及び公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）の関係者並びに機関保証制度に関して識見を有する外部有識者及び金融関係者等若干名で構成する。

(委員の委嘱)

第 3 条 委員は、理事長が委嘱する。

2 委員の委嘱期間は原則 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で欠員が生じた場合、新たな委員の任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第 4 条 委員会は、次の各事項について検証を行うものとする。

- (1) 機関保証加入者の返還金回収（延滞）状況の把握・分析に関すること。
- (2) 保証債務の収支状況と代位弁済の適正な実施に関すること。
- (3) 財政収支の将来予測（財政収支シミュレーション手法の検証を含む。）に関すること。
- (4) 機関保証事業のリスク分析に関すること。
- (5) その他機関保証制度全般に必要な事項に関すること。

(運営)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を主催する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(議事要旨の公表)

第 6 条 委員会は、会議の議事要旨を公表するものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、協会機関保証センターの協力を得つつ、機構返還部返還総務課が処理する。

(その他)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 20 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 20 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 21 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 22 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 10 月 21 日から施行する。